

愛知大学総合郷土研究所 紀要 募集要項

愛知大学総合郷土研究所「紀要」投稿要項

- 1 著者の資格
 - (1) 所員
 - (2) 非常勤所員
 - (3) 研究員
 - (4) 補助研究員
 - (5) 総合郷土研究所運営委員会が認めた者
- 2 対象とする空間領域
東海地方及び隣接諸地域とする。
- 3 原稿の種類
 - (1) 論説
 - (2) 研究ノート
 - (3) 資料（史料）紹介
 - (4) 講演及び討論記録
 - (5) 書評
 - (6) その他
- 4 著作権
 - (1) すべての著作権は総合郷土研究所に属する。
 - (2) 執筆内容が第三者の著作権を侵害するなどの指摘がなされ、第三者に損害を与えた場合は、著者がその責を負う。
 - (3) 「紀要」に発表した論文を著書などに転載するときは、所長の許可を得る。
- 5 愛知大学リポジトリへの掲載
 - (1) 原則として、「紀要」は全文を愛知大学リポジトリに掲載する。
 - (2) 愛知大学リポジトリへの掲載を希望しない著者は、原稿提出時に掲載しない旨を原稿添付表紙に記入し、提出する。
- 6 編集担当委員の権限
 - (1) 紀要の編集は、総合郷土研究所運営委員会構成員の中から選出された編集担当委員が行う。
 - (2) 編集担当委員は、原稿の対象とする空間領域が2に適合しているかを判断する権限を持つ。
 - (3) 編集担当委員は、原稿の内容に関わらない紀要全体を通しての体裁及び形式についての権限を持つ。
 - (4) 編集担当委員は、著者が提出した英文タイトル及び氏名を、適切な手順を経て修正する権限を持つ。

愛知大学総合郷土研究所「紀要」執筆要項

- 1 執筆言語は和文とする。
- 2 原稿は原則として電子媒体で作成し、図表も含めて完全原稿とする。
- 3 原稿は横書きで作成し、A 4判で1 ページ40 字×40 行で15 枚以内とする。
- 4 数字は算用数字を使用する。暦年は専門分野の習慣による。
- 5 図表にはそれぞれ通し番号を付け、図の表題は図の下に、表の表題は表の上に記載する。
- 6 注記は本文の該当箇所の上肩に注記番号を付け、原稿の末尾にまとめて記載する。
- 7 引用・参考文献の表記法は専門分野の習慣に従えばよいが、著者名、書名又は論文名、雑誌名（号数）又は発行所（者）名、刊行年、該当ページ又は総ページ数を記載する。欧文文献の雑誌及び書名は、イタリック体（又は該当箇所をアンダーライン）で表記する。
- 8 原稿提出時には、英文のタイトル及び氏名等を記載した原稿添付表紙を提出する。
- 9 電子媒体で作成した原稿は、電子記憶媒体と印字紙を提出する。
- 10 校正は2回以内とする。校正は原則として誤字脱字のみとし、大幅な変更は認めない。
- 11 補助研究員は所員の指導と校閲を経て原稿を提出する。